

長期優良住宅建築等計画に係る認定申請手数料等(令和元年10月1日～)

1 1件あたりの認定申請手数料(法5 I・II・III関係)

- 共同住宅の場合：次の①～③の金額を合計した額が1件(1住戸)あたりの手数料となります。
 - ① 基本額 ÷ 認定申請戸数(10円未満切捨て)
 - ② 建築確認申請手数料相当額 ÷ 認定申請戸数(10円未満切捨て)・・・法6 IIの申出を行う場合のみ合計
 - ③ 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事の審査を求める建築物の場合の審査手数料相当額(以下「基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額」)
 ÷ 認定申請戸数(10円未満切捨て)・・・審査を求める場合のみ合計
- 一戸建ての住宅の場合：次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。
 - ① 基本額
 - ② 建築確認申請手数料相当額・・・法6 IIの申出を行う場合のみ合計
 - ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・審査を求める場合のみ合計

【表1】基本額

建築物の床面積	新築住宅			増築・改築住宅	
	認定基準一部適合住宅(※1)	設計性能評価住宅(※2)	左記以外	認定基準一部適合住宅(※1)	左記以外
一戸建ての住宅	13,260円	19,380円	75,480円	19,380円	112,200円
共同住宅等	500㎡以下	25,500円	59,160円	109,140円	163,200円
	500㎡超～1,000㎡以下	41,820円	102,000円	188,700円	282,540円
	1,000㎡超～2,500㎡以下	71,400円	196,860円	384,540円	576,300円
	2,500㎡超～5,000㎡以下	137,700円	373,320円	742,560円	1,112,820円
	5,000㎡超～10,000㎡以下	259,080円	608,940円	1,279,080円	1,918,620円
	10,000㎡超～20,000㎡以下	480,420円	1,136,280円	2,390,880円	3,585,300円
	20,000㎡超～30,000㎡以下	685,440円	1,684,020円	3,690,360円	5,535,540円
30,000㎡超	817,020円	2,033,880円	4,469,640円	6,703,440円	

- ※1 認定基準一部適合住宅とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る住宅をいいます。
- ※2 設計性能評価住宅とは、登録住宅性能評価機関が品確法第5条第1項の規定により住宅性能評価(設計された住宅に係るものに限る。)を行った計画に係る住宅をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

建築物	床面積の合計	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
建築物	100㎡以下	31,620円	57,120円
	100㎡超～200㎡以下	38,760円	66,300円
	200㎡超～500㎡以下	61,200円	88,740円
	500㎡超～1,000㎡以下	157,080円	
	1,000㎡超～2,000㎡以下	214,200円	
	2,000㎡超～5,000㎡以下	377,400円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下	508,980円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下	676,260円	
	50,000㎡超	1,103,640円	
建築設備		23,460円	
工作物		37,740円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積(※3)	手数料
200㎡以下	119,440円
200㎡超～500㎡以下	142,800円
500㎡超～1,000㎡以下	166,050円
1,000㎡超～2,000㎡以下	189,410円
2,000㎡超～10,000㎡以下	226,330円
10,000㎡超～50,000㎡以下	300,590円
50,000㎡超	552,120円

※3 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2 1件あたりの変更認定申請手数料（法8 I 関係）

○ 共同住宅の場合：次の①～③の金額を合計した額が1件（1住戸）あたりの手数料となります。

- ① 基本額 ÷ 変更認定申請戸数（10円未満切捨て）
- ② 建築確認申請手数料相当額 ÷ 変更認定申請戸数（10円未満切捨て）・・・法6 IIの申出を行う場合のみ合計
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額（10円未満切捨て）
÷ 認定申請戸数（10円未満切捨て）・・・審査を求める場合のみ合計

○ 一戸建ての住宅の場合：次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法6 IIの申出を行う場合のみ合計
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・判定を求める場合のみ合計

【表1】基本額

建築物の床面積	新築住宅			増築・改築住宅	
	認定基準 一部適合住宅 (※1)	設計性能 評価住宅 (※2)	左記以外	認定基準 一部適合住宅 (※1)	左記以外
一戸建ての住宅	13,260円	19,380円	75,480円	19,380円	112,200円
共同住宅等	500㎡以下	25,500円	59,160円	37,740円	163,200円
	500㎡超～1,000㎡以下	41,820円	102,000円	62,220円	282,540円
	1,000㎡超～2,500㎡以下	71,400円	196,860円	107,100円	576,300円
	2,500㎡超～5,000㎡以下	137,700円	373,320円	206,040円	1,112,820円
	5,000㎡超～10,000㎡以下	259,080円	608,940円	388,620円	1,918,620円
	10,000㎡超～20,000㎡以下	480,420円	1,136,280円	720,120円	3,585,300円
	20,000㎡超～30,000㎡以下	685,440円	1,684,020円	1,028,160円	5,535,540円
30,000㎡超	817,020円	2,033,880円	4,469,640円	6,703,440円	

※1 認定基準一部適合住宅とは、登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る住宅をいいます。

※2 設計性能評価住宅とは、登録住宅性能評価機関が品確法第5条第1項の規定により住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を行った計画に係る住宅をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

建築物	変更に係る部分の床面積の1/2 ＋増加部分の床面積	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
		30㎡以下	9,180円
	30㎡超～100㎡以下	31,620円	57,120円
	100㎡超～200㎡以下	38,760円	66,300円
	200㎡超～500㎡以下	61,200円	88,740円
	500㎡超～1,000㎡以下	157,080円	
	1,000㎡超～2,000㎡以下	214,200円	
	2,000㎡超～5,000㎡以下	377,400円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下	508,980円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下	676,260円	
	50,000㎡超	1,103,640円	
建築設備		16,320円	
工作物		26,520円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積（※3）	手数料
200㎡以下	119,440円
200㎡超～500㎡以下	142,800円
500㎡超～1,000㎡以下	166,050円
1,000㎡超～2,000㎡以下	189,410円
2,000㎡超～10,000㎡以下	226,330円
10,000㎡超～50,000㎡以下	300,590円
50,000㎡超	552,120円

※3 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

3 1件あたりの譲受人変更認定申請手数料（法9 I 関係）

6,420円

4 1件あたりの承継承認申請手数料（法10関係）

6,420円

【承継承認申請が必要な場合】

- 例1) 認定計画実施者の変更 (A ⇒ B)
- 例2) 認定計画実施者の増加 (A ⇒ A + B)
- 例3) 認定計画実施者の減少 (A + B ⇒ A) 等

5 算定事例

【事例1】

住戸数17戸・建築物の床面積1,500㎡のマンション（登録住宅性能評価機関による事前審査を受けていない。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定を全住戸が申請する場合であって、かつ、法6 IIの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

1件（1住戸）あたりの認定申請手数料=46,360円

(内訳)

- ①基本額÷認定申請戸数=384,540円÷17戸=22,620円→22,620円
- ②建築確認申請手数料相当額÷認定申請戸数=214,200円÷17戸=12,600円→12,600円
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額÷認定申請戸数=189,410円÷17戸=11,141円→11,140円

申請をまとめる場合の手数料合計額=46,360円×17=788,120円

【事例2】

住戸数17戸・建築物の床面積1,500㎡のマンション（登録住宅性能評価機関による事前審査を受けていない。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定を11戸が申請する場合であって、かつ、法6 IIの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

1件（1住戸）あたりの認定申請手数料=71,630円

(内訳)

- ①基本額÷認定申請戸数=384,540円÷11戸=34,958円→34,950円
- ②建築確認申請手数料相当額÷認定申請戸数=214,200円÷11戸=19,472円→19,470円
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額÷認定申請戸数=189,410円÷11戸=17,219円→17,210円

申請をまとめる場合の手数料合計額=71,630円×11=787,930円